

茨木市における介護保険事業所等での事故発生時の報告等の取扱い

1 趣 旨

介護保険事業者及び基準該当事業者（以下、「事業者」という。）は、介護保険事業所等において、事故が発生した場合は、利用者の家族と市町村に報告等を行うことが厚生労働省令で定められているため、事業者による茨木市への事故の報告が適切になされるよう、報告すべき事故等の範囲、報告の手順、報告事項等を本取扱いによって定めるものである。

2 報告すべき事故の対象

報告すべき事故は、事業者が行う介護保険サービス（以下、「サービス」という。）提供中の利用者、入所（入院）者（以下、「利用者等」という。）の事故及びサービス提供に関連する利用者等の事故とする。

3 報告すべき事故の種類

(1) サービス提供中における死亡事故及び負傷等（送迎、通院やレクリエーション等での外出時の事故も含む。）

死亡事故については、事故死の他、自殺を含むものとする。

負傷等については、概ね骨折や出血等により縫合が必要な外傷、またはそれ以上に重篤な事故とする。

(2) その他サービス提供に関連して発生したと認められる事故で報告が必要と判断されるもの。

- ① 震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの。
- ② 食中毒、感染症及び結核については保健所へ届出たもの。
- ③ 職員（従業者）の法令違反・不祥事等のうち、利用者の処遇に影響があるもの。
- ④ その他報告が必要と判断されるもの。

(食中毒、感染症及び結核が発生した場合の届出等について)

1) 食中毒、感染症及び結核が発生した場合の届出等について、結核、感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症並びに四類感染症）の患者が発生した場合は、診断した医師は速やかに所管の保健所へ届出を行うとともに、事業者は大阪府へ報告する。

2) 事業者は、その他感染症（食中毒を含む。）で、患者が集団発生した場合は、速やかに大阪府及び所管の保健所へ報告する。

4 報告すべき事故の範囲

- (1) 事業者側の過失の有無は問わない。(利用者の自己過失による負傷等であっても、上記3に該当する場合は報告する。)
- (2) 事故の程度については、入院及び医療機関で受診を要したもの(施設内の医療処置を含む。)、とするが、それ以外においても家族等との間でトラブルが生じているか、あるいは生じる可能性があるかと判断されるものについては報告する。
- (3) 利用者等が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のある場合(家族等と紛争が生じる可能性のある場合)は報告する。
- (4) その他報告が必要と判断される場合。

5 報告の時期・手順

(1) 保険者である茨木市への報告

- ①事業者は、事故等の発生後、原則5日以内に茨木市へ報告を行う。
なお、緊急性・重大性の高い事故については、直ちに茨木市へ電話等により報告を行い、その後文書等により報告を行う。
- ②事業者は、事故の解決が長期に及ぶ場合は、必要に応じ適宜経過報告を行い、解決した時点で文書等により結果等の報告を行う。

(2) 大阪府への報告

- 緊急性、重大性の高い事故及び利用者等との間でトラブルが発生又はその恐れがあると判断されるものについて報告し、報告は、茨木市への報告に準じて行う。

6 報告事項等

(1) 報告事項

報告事項は、下記のとおりとする。

- ① 事故状況：事故状況の程度、死亡に至った場合は死亡年月日
- ② 事業所の概要：法人名、事業所名(事業者名)、事業所番号、サービス種別、所在地
- ③ 対象者：氏名、年齢、性別、生年月日、被保険者番号、サービス提供開始日、保険者、住所、身体状況(要介護度、認知症高齢者日常生活自立度)
- ④ 事故の概要：発生日時、発生場所、事故の種別、発生時状況、事故内容の詳細、その他特記すべき事項
- ⑤ 事故発生時の対応：発生時の対応、受診方法、受信先(医療機関名・連絡先電話番号)、診断名、診断内容、検査・処置等の概要事故発生

時の対応：発生時の対応、受診方法、受信先（医療機関名、連絡先（電話番号））、診断名、診断内容、検査・処置等の概要

- ⑥ 事故発生後の状況：利用者の状況、家族等への報告（報告した家族等の続柄、報告年月日）、連絡した関係機関（連絡した場合のみ）、本人・家族・関係先等への追加対応予定
- ⑦ 事故の原因分析：本人要因、職員要因、環境要因の分析
- ⑧ 再発防止に向けての今後の対応：事故等が発生した要因分析、再発防止のための改善策、改善策の実施状況
- ⑨ その他、特記すべき事項

（2）報告方法

- ① 原則として、茨木市が指定する電子情報処理組織を用いて報告するものとする。
- ② 特段の事情により①の方法が使用できない場合は、茨木市が定める（様式）「介護保険事業者事故報告書」で報告するものとする。

ただし、②の方法で報告する場合においては、上記（1）に掲げる報告事項が記載されていれば、事業者独自の様式で報告して差し支えないものとする。

また、感染症及び食中毒の発生（疑いを含む）の報告・最終報告については原則、所管の保健所へ報告した様式を利用して差し支えないものとする。

7 その他事業者の対応

事業者は、事故発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアルを整備し、職員（従業員）に周知徹底する。

事業者は、発生した事故について原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるとともに、確認等を求められた場合は、再度報告を行う等、茨木市の指示に従う。

8 報告先

事業者は、事故発生に対し、本取扱いに従い、当該利用者等の保険者である茨木市に報告する。

なお、事業所所在の市町村（広域連合）への報告については、事故の緊急性、重大性等から、必要に応じ、当該市町村（広域連合）に報告するものとする。

※茨木市健康医療部長寿介護課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

TEL 072-620-1639

Mail kaigohoken@city.ibaraki.lg.jp

9 報告を受けた茨木市の対応

報告を受けた茨木市は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として必要な次の対応を行うものとする。

- (1) 事業所の事故に対する一連の処理の確認と事業者に対する指導及び家族に対する連絡・説明の対応とその結果の報告を求める。
- (2) 大阪府、大阪府国民健康保険団体連合会等における対応が必要と判断された場合の連絡調整を行う。

この取扱いは、令和5年4月1日から適用する。